



産業建設課 お知らせ

お問い合わせは、下記まで。
産業振興班(☎63・3806)
建設班(☎63・3804)

森林の立木を 伐採するときには

森林の立木を伐採しようとするときは、森林法に基づく伐採の届出等が必要です。

無届け、無許可による伐採をした場合、罰金に処せられる場合があります。

なお、1ヘクタール(10000㎡)を超える森林の開発行為を行う場合は、県への許可申請(林地開発許可申請)が必要です。

【届出等の時期について】

■普通林の場合

・伐採する90日～30日前までに届出が必要

■保安林の場合

・皆伐は、伐採面積の限度公表日から30日以内に県への

許可申請が必要

・天然林の択伐は、伐採する30日前までに県への許可申請が必要

・間伐または人工林の択伐は、伐採する90日～20日前までに届出が必要

【無届伐採に対する罰則】

■普通林の場合

・100万円以下の罰金に処せられる場合があります

■保安林の場合

・150万円以下の罰金に処せられる場合があります

詳しくは、町ホームページ

(<http://www.town.wakayama-hidakajip.jp/>)をご覧ください
か、産業建設課(☎63・3806)まで。



森林の土地の 所有者届出制度

森林の土地を取得したときは届出が必要です。

■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

■届出に必要な書類

①森林の土地の所有者届出書(役場産業建設課に用意しています。ホームページからダウンロードすることもできます。)
②その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
③その森林の土地の登記事項証明書、又は、土地の権利を取得したことがわかる書類(土地売買契約書・相続分割協議の目録等)の写し

詳しくは産業建設課(☎63・3806)または日高振興局林務課(☎24・2912)までお問い合わせください。

木造住宅耐震補強 工事の補助対象工法を 拡大します

低コスト

耐震改修工法の採用

これまで和歌山県では、基本的に国または(一財)日本建築防災協会が認めた工法を補助対象としていましたが、住宅の耐震化を更に促進するため、適切な評価を受けた耐震改修工法を補助対象に追加することにしました。

これにより、工法選択の幅が広がるため、工事費の削減や工期短縮などにつながることを考えられます。

■補助対象に追加する工法

愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の評価工法

国民健康保険税の 税率が変わります

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

日高町の国民健康保険運営は、皆様に納めていただいている国民健康保険税と、国や県の負担金等を財源とし、医療費のほとんどをまかなっています。

しかし、国民健康保険の医療費が、昨年から、大幅に増加しており、運営は非常に厳しい状況となっています。

加入者の皆様に安心して医療を受けていただくため、下表のとおり保険税の改正をおこなうこととなりました。

ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。



◎平成29年度の税率等

項目	基礎課税分 (医療給付費分)		後期高齢者 支援金分		介護納付金分	
	改正前の 税率・金額	改正後の 税率・金額	改正前の 税率・金額	改正後の 税率・金額	改正前の 税率・金額	改正後の 税率・金額
所得割額	7.25%	7.90%	2.70%	2.10%	2.23%	1.95%
資産割額	30.00%	33.00%	10.80%	9.20%	11.70%	11.60%
均等割額	28,200円	33,600円	10,200円	9,500円	12,200円	12,000円
平等割額	22,700円	26,600円	8,200円	7,500円	6,400円	6,300円
賦課限度額	54万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円

◎倒産や解雇、雇い止めなどによる離職をされ、国民健康保険に加入された方へ

離職された翌日から翌年度末までの期間、国民健康保険税が軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要です。雇用保険受給者証、保険証、印鑑をご持参の上、税務課で手続きを行ってください。

◎年金からの特別徴収
(天引き)されている方
または予定の方へ

国民健康保険税納税通知書を
確認してください。

年金からの納付方法を申請により口座振替へ変更することができます。その場合認め印が必要になりますのでご持参ください。

詳しくは、税務課国民健康保険税係(☎63・3802)まで。